

——第37期——
定時株主総会
招集ご通知

2019年7月1日～2020年6月30日

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が続いている状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスクの着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

株式会社 インテリジェント ウェイブ

■ 日 時	2020年9月25日 (金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
■ 場 所	東京都江東区東陽六丁目3番3号 ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
議決権 行使期限	2020年9月24日 (木曜日) 午後6時まで

目 次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役4名選任の件	
第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	

【添付書類】

● 事業報告	16
● 計算書類	39

証券コード4847
2020年9月4日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号
株式会社インテリジェント ウェイブ
代表取締役社長 井 関 司

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、適切な感染防止策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から、極力、書面又はインターネットにより事前に議決権行使していただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年9月24日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に記載のURLにアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 日 時 2020年9月25日（金曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)
- 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」

3. 目的事項

報告事項

第37期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

<株主様へのお願い> －新型コロナウイルス感染防止への対応について－

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権行使くださいますよう、お願い申しあげます。
- ・感染防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほどお願い申しあげます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご使用ください。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
- ・受付時に、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、また海外から帰国されて14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されて14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申しあげます。
- ・本株主総会の出席役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で、出席・応対させていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、必要に応じて、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.iwi.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.iwi.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



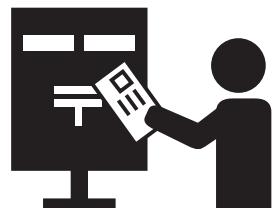
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として第37期定期株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時

2020年9月25日（金曜日）午前10時

書面による議決権行使



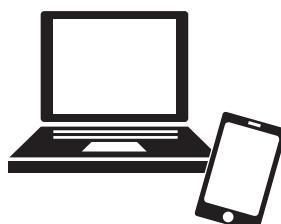
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2020年9月24日（木曜日）午後6時

インターネットによる議決権行使

（詳しくは、次頁をご覧ください。）



当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限

2020年9月24日（木曜日）午後6時

インターネットによる議決権行使のご案内

書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権行使可能です。ご希望の方は、**同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。**なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限は**2020年9月24日（木曜日）午後6時まで**であり、同時刻までに入力を終える必要があります。
お早めの行使をお願いいたします。

スマートフォンから「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。



ご利用時の注意事項について

- ◎ 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ◎ 議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ◎ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ◎ 議決権行使コード及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ◎ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** （平日 9:00～21:00）

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、経営基盤強化のために、内部留保に留意しながら、安定的な配当水準を維持することを基本方針としております。

このような基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、1株当たり前期に比べ1円増配し1株につき10円としたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額262,983,490円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を4名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	井関司 (1955年2月14日)	1978年4月 大日本印刷株式会社入社 2003年10月 同社IPS事業部IPS第1営業本部営業第5部長 2006年4月 同社IPS事業部IPS第6営業本部長 2012年10月 同社情報ソリューション事業部副事業部長 2013年9月 当社取締役 2014年9月 当社代表取締役副社長 2015年9月 当社代表取締役社長（現任）	2,500株
<取締役候補者とする理由>			
	井関司氏は、2014年9月に当社代表取締役副社長、2015年9月に当社代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップと、きめ細やかな経営手腕で、中期経営計画の達成に向け、事業の成長戦略と企業価値向上、また人材育成や風土改革に取組む牽引役と判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		
2	佐藤邦光 (1959年12月23日)	1983年4月 大日本印刷株式会社入社 2001年10月 同社ビジネスフォーム事業部ICカード本部営業開発部長 2006年4月 同社IPS事業部ICカードビジネス開発本部ICカードビジネス開発部長 2007年4月 同社IPS事業部ICカードビジネス開発本部長 2012年10月 同社情報ソリューション事業部デジタルセキュリティ本部長 2016年4月 同社情報イノベーション事業部C&Iセンター副センター長 2018年4月 同社情報イノベーション事業部C&Iセンター長 2019年9月 当社取締役（現任） 2020年4月 大日本印刷株式会社情報イノベーション事業部副事業部長（現任）	一株
<取締役候補者とする理由>			
	佐藤邦光氏は、長年にわたり、ICカード関係及びICTサービスの企画・開発部門を担当し、豊富な経験と見識を有しており、当社の開発部門及び企画部門への適切な助言と情報提供、また、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	大山景司 (1961年5月1日)	<p>1984年4月 東京コンピュータサービス株式会社入社</p> <p>1985年1月 当社入社</p> <p>2003年7月 当社執行役員 営業本部 営業第一部長</p> <p>2007年9月 当社取締役 上席執行役員 クレジットシステム副事業部長兼クレジットシステム事業部・営業部長</p> <p>2011年1月 当社取締役 常務執行役員 営業本部長</p> <p>2011年7月 当社常務取締役 第一営業本部長</p> <p>2013年7月 当社常務取締役 営業本部長</p> <p>2015年4月 当社常務取締役 セキュリティソリューション本部担当兼営業本部長</p> <p>2016年9月 当社専務取締役 セキュリティソリューション本部担当兼営業本部長</p> <p>2017年7月 当社専務取締役 営業本部長</p> <p>2018年7月 当社専務取締役 営業本部担当兼セキュリティソリューション本部担当</p> <p>2019年6月 株式会社ODNソリューション取締役（現任）</p> <p>2020年7月 当社専務取締役 営業本部担当（現任）</p>	43,300株

<取締役候補者とする理由>

大山景司氏は、当社創業時のメンバーであり、開発部門を経て営業部門を長年にわたり担当し、金融分野（カード会社関係）を中心に、専門的かつ幅広い見識を有しております、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	後藤泰佐 (1974年4月27日)	1998年12月 株式会社ソフトジャパン入社 2005年3月 当社入社 2016年1月 当社第一システム開発本部開発第三部長 2016年10月 当社システム開発本部副本部長兼プロジェクト推進本部副本部長 2017年7月 当社システム開発本部副本部長 2017年10月 当社システム開発本部副本部長兼経営管理本部セキュリティ管理部 2018年7月 当社第三システム開発本部長 2018年9月 当社取締役 第三システム開発本部長 2019年7月 当社取締役 経営管理本部担当兼経営企画室担当 (現任)		1,900株
<取締役候補者とする理由>				
後藤泰佐氏は、当社入社以来、不正検知システムの開発を中心に、当社製品開発を担当し、豊富な業務知識と経験を有しており、また、2019年7月より、経営管理本部兼経営企画室を担当し、管理部門と開発部門の連携強化の担い手として、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				
5	渡部晃 (1953年5月13日)	1979年4月 弁護士登録 (現任) 渡部晃法律事務所 1999年4月 学習院大学法学部特別客員教授 2003年4月 成蹊大学法学部客員教授 2004年4月 学習院大学法科大学院教授 2013年9月 東京大学先端科学技術研究センター特任教授 2014年9月 当社取締役 (現任) 2019年4月 東京大学先端科学技術研究センター客員研究員 (現任)		7,100株
<社外取締役候補者とする理由>				
渡部晃氏は、弁護士として法律専門知識を有しており、また東京大学先端科学技術研究センター特任教授等を歴任して学識もあることから、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行う上で、業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言に期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	三木 健一 (1955年7月11日)	<p>1978年4月 大和証券株式会社入社</p> <p>1979年8月 大和コンピュータサービス株式会社 (現株式会社大和総研) 入社</p> <p>2002年6月 同社システムソリューション事業本部長</p> <p>2004年4月 同社執行役員システムソリューション事業本部長兼テレコムシステム事業本部長兼社会保険システム事業本部担当兼情報セキュリティ責任者</p> <p>2005年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社執行役員業務担当</p> <p>2006年6月 株式会社証券保管振替機構社外取締役</p> <p>2008年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社常務執行役員業務担当</p> <p>2010年1月 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社常務執行役員業務担当</p> <p>2010年4月 大和証券株式会社常務取締役 管理副本部長</p> <p>2011年4月 株式会社大和総研ホールディングス専務取締役兼DIRインフォメーションシステムズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2015年4月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション専務取締役兼訊和創新科技（北京）有限公司董事長兼济南訊和信息技術有限公司董事長</p> <p>2016年4月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション顧問</p> <p>2017年4月 同社顧問 退任</p> <p>2017年9月 当社取締役（現任）</p>	一株
<社外取締役候補者とする理由>			
三木健一氏は、長年にわたり株式会社大和総研において、システム開発部門を担当した後、大和証券エスエムビーシー株式会社では常務執行役員業務担当、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社では常務執行役員業務担当を経て、大和証券株式会社常務取締役を務められ、経営者の経歴と業界に精通した豊富な知識を有しております、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行う上で、業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言に期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 渡部晃氏及び三木健一氏は、社外取締役候補者であります。
- また、渡部晃氏及び三木健一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
- 渡部晃氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって6年です。
- また、三木健一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年です。
4. 当社は、渡部晃氏及び三木健一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社は両氏との間で引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役佐藤宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役小川広将、大西恭二、櫻井通晴の3氏は本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	佐藤 宏 (1951年9月26日)	<p>1975年4月 住友電気工業株式会社入社 1997年4月 株式会社ネットマックス出向 2000年7月 同社入社 2001年6月 同社執行役員 2004年6月 同社取締役執行役員 2005年4月 同社取締役常務執行役員 2007年4月 同社取締役副社長 2010年4月 同社代表取締役社長 2011年6月 ユニアデックス株式会社取締役（非常勤）兼務 2014年3月 株式会社ネットマックス退任 ユニアデックス株式会社取締役副社長 2015年3月 ユニアデックス株式会社取締役副社長退任 同社顧問就任 2016年9月 当社監査役（現任） 2017年4月 ユニアデックス株式会社社友 2017年12月 アイビーシー株式会社社外監査役（現任） 2019年6月 株式会社テリロジー社外監査役（現任）</p>	4,800株
<p>＜社外監査役候補者とする理由＞</p> <p>佐藤宏氏は、取締役等、経営者としての経験を持ち、当社業界に精通した豊富な知識と経験、また幅広い見識を有しており、客観的な立場から経営全般の監視と助言に期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	加藤嘉則 (1963年2月24日)	<p>1986年4月 大日本印刷株式会社入社 1999年10月 DNP CORPORATION USA入社 2010年4月 大日本印刷株式会社電子出版ソリューション本部Dプロジェクトサブリーダー 2012年10月 同社hontoビジネス本部ビジネス開発ユニット副ユニット長 2013年3月 株式会社トウ・ディファクト社長 2019年4月 大日本印刷株式会社事業推進本部事業提携推進部長（現任）</p>	一株
<監査役候補者とする理由>			
<p>加藤嘉則氏は、実務経験及び資質、また他社での経営者の経験もあり、当社の経営に対して客観的な視点から、有益な意見やご指摘をいただけると期待できるため、監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	竹林昇 (1958年8月14日)	<p>1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1988年8月 エヌシーアイ総合システム株式会社出向 1996年4月 伊藤忠商事株式会社IT企画部業務改革室長 2000年1月 インフォアベニュー株式会社出向代表取締役社長 2008年4月 伊藤忠商事株式会社IT企画部IT企画部長 2011年4月 株式会社ファミリーマート執行役員システム本部長補佐兼システム統括部長 2012年5月 同社取締役システム本部長補佐兼システム統括部長 2013年5月 同社取締役常務執行役員システム本部長 2014年3月 株式会社ファミマ・ドット・コム代表取締役社長 2014年3月 伊藤忠インターラクティブ株式会社取締役 2015年6月 エキサイト株式会社社外取締役 2018年4月 株式会社DXA代表取締役社長（現任） 2018年7月 株式会社ウェブレッジ監査役（現任） 2019年12月 Bravesoft株式会社監査役（現任）</p>	一株
<社外監査役候補者とする理由>			
<p>竹林昇氏は、取締役等、経営者としての経験を持ち、IT業界に精通した豊富な知識と経験、また幅広い見識を有しており、客観的な立場から経営全般の監視と助言をいただけると期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	堀江正之 (1958年9月28日)	<p>1996年4月 日本大学商学部教授（現任） 2015年6月 NECネッツエスアイ株式会社社外監査役（現任） 2017年6月 システム監査学会常任理事（現任） 2018年9月 日本監査研究学会会長（現任） 2019年9月 日本内部統制研究学会監事（現任）</p> <p>＜社外監査役候補者とする理由＞ 堀江正之氏は、大学教授として主に企業経営におけるIT内部統制やIT監査に関する深い見識を有するとともに、日本監査研究学会会長を務めるなど豊富な経験を有しております、客観的な立場から有益な意見やご指摘をいただけると期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

(注) 1. 加藤嘉則氏は、新任の監査役候補者であります。

2. 竹林昇、堀江正之の両氏は、新任の社外監査役候補者であります。

3. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

4. 佐藤宏氏は、社外監査役候補者であります。

また、佐藤宏氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

5. 社外監査役候補者が当社社外監査役に就任してからの年数

佐藤宏氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年です。

6. 当社は、佐藤宏氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が承認された場合、当社は、同氏との間で、引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

7. 社外監査役候補者である竹林昇、堀江正之の両氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。また、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役垣東充、立野岡健一、松田剛、土井一郎の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任、監査役大西恭二、櫻井通晴の両氏は本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることに、それぞれご一任いただきたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かきとう みつる 垣東 充	2012年9月 当社常務取締役 2018年7月 当社専務取締役（現任）
たちのおか けんいち 立野岡 健一	2014年9月 当社取締役 2019年7月 当社常務取締役（現任）
まつだ たけし 松田 剛	2015年9月 当社取締役 2019年7月 当社常務取締役（現任）
どい いちらう 土井 一郎	2016年9月 当社取締役（現任）
おおにし きょうじ 大西 恭二	2014年9月 当社監査役（現任）
さくらい みちはる 櫻井 通晴	2015年9月 当社監査役（現任）

以上

事業報告

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

2020年6月期の国内経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緩やかな拡大基調から一転、大変厳しい状況になりました。企業収益と業況感は悪化し、設備投資は増勢の鈍化が明確になっています。

今後、経済活動が徐々に再開し、感染症の影響が収束していけば、状況は改善するものとみられますが、今後とも、感染症の帰趨やその影響の大きさについての不確実性は高いと考えられます。

大手クレジットカード会社のクレジットカードショッピングの取扱高も感染症の影響を受け、2020年3月から5月にかけての月次実績は、前年同期を大きく下回りました。

一方で、2020年6月11日付け、経済産業省の公表によれば、2019年10月に開始したキャッシュレス・ポイント還元事業の対象になるクレジットカード決済額は、2019年10月1日から12月2日までに1.4兆円、2020年3月16日までに4.6兆円に増加しました。キャッシュレス・ポイント還元事業は、2020年6月末に終了しましたが、期間中に事業に参加した店舗の売上高に占めるキャッシュレス決済比率は、事業開始から2020年4月にかけて、約26%から33%に増加しました。このキャッシュレス決済のうち、クレジットカード決済の金額は6割を超え、クレジットカード決済は、依然キャッシュレス決済の中心の位置を占めていると言えます。

感染症の影響で、店頭のクレジットカード決済は減少する半面、ネットショッピングによるカード利用は増加しているとの見方があり、消費活動に占めるクレジットカード決済の普及拡大は、今後も継続するものと思われます。

外部環境は急激に変化していますが、当第4四半期（2020年4月～6月）においても当社の事業は堅調に推移しました。感染症の影響で、当期に売上の計上を予定していた一部の案件が来期へ延伸しましたが、軽微な金額であり、ほぼ当初の予想どおりの業績を達成しました。

カード決済に不可欠な機能を提供するシステムの開発や運用を担う当社は、社会的な使命を正しく認識し、業務を継続するために必要な設備や体制を整備しつつ業務を推進しています。

当期(2019年7月～2020年6月)の売上高は、10,920百万円と、期初の予想10,600百万円を上回りました。金融システムソリューション事業においては、売上高9,857百万円と、期初予想9,400百万円を上回りましたが、プロダクトソリューション事業においては、売上高1,063百万円と、期初予想1,200百万円を下回りました。

また、当期売上高10,920百万円は、前期実績10,443百万円を4.6%上回りました。

金融システムソリューション事業においては9,857百万円と、前期実績9,336百万円を5.6%上回りましたが、プロダクトソリューション事業においては1,063百万円と、前期実績1,106百万円を下回りました。

営業利益は、1,036百万円と、期初予想1,000百万円を上回り、前期実績921百万円を12.5%上回りました。金融システムソリューション事業においては、1,123百万円と、前期実績890百万円を26.2%上回りましたが、プロダクトソリューション事業においては、営業損失87百万円でした。

経常利益は1,074百万円と、前期実績953百万円を12.7%上回りました。当期純利益は762百万円と、前期実績683百万円を11.4%上回りました。

当事業年度におけるセグメント別の業績は次のとおりです。

(金融システムソリューション事業)

金融システムソリューション事業においては、主にクレジットカードの決済処理を完遂するために必要なネットワーク接続やカードの使用認証等の機能をもつFEP(Front End Processing)システムの開発業務を行っています。

例えば、FEPシステムの新規開発に際しては、システムの中核を構成するNET+1(ネットプラスワン)の販売による売上(当社製パッケージソフトウェア)と、技術者がそのパッケージをカスタマイズして顧客の機能要件に合わせる開発業務による売上(ソフトウェア開発業務)、開発したソフトウェアを搭載するサーバーの販売による売上(ハードウェア)、ソフトウェアとハードウェアで構成されたシステムの保守業務による売上(保守)のそれぞれが計上されます。

当期の業績は、売上高9,857百万円(前期は9,336百万円)、営業利益1,123百万円(前期は

890百万円)でした。

当期は、主に既存顧客向けの開発案件を中心に売上を計上しました。ソフトウェア開発の売上高は、5,791百万円（前期は5,668百万円）と、ほぼ前年並みでした。

当期は、特に、ハードウェア販売による売上高が1,526百万円（前期は1,140百万円）対前年比で、33.9%伸びました。当社が構築するFEPシステムに採用されるサーバーの一部の型式について、メーカーのサポートの期限切れが近づいており、当第4四半期に、このサーバーの更新案件が複数売上計上されました。2021年6月期も同様の更新案件が複数予定されています。

クラウドサービス事業の売上高は、新規の顧客向けにサービスを開始したことにより、828百万円と、前期実績637百万円を30%上回りました。一方で、自社製パッケージソフトウェアの販売は226百万円と、前期実績490百万円を下回りました。当社の主要な自社製パッケージソフトウェアNET+1は、当社が開発するFEPシステムの核を構成する製品であり、当社が受託するFEPシステムの新規構築や置換えの開発案件に利用されています。前第3四半期においては、複数の顧客向けのFEPシステム開発案件のパッケージソフトウェアの販売時期が重なったため、売上高が一時的に伸びました。当期は同様の現象がなかったため、売上高は減少しました。これらの製品販売の売上計上時期は不規則です。通常、各開発案件の進捗状況によって、ハードウェアやソフトウェアの売上計上時期は変わります。

当期の営業利益は、1,123百万円と、前期実績890百万円を26.2%上回りました。ソフトウェア開発業務は、不採算の案件の発生もなく順調に推移し、前期より損益が改善しました。クラウドサービス事業は、売上高が増加したことによって損益が改善しました。また、前述のとおり、ハードウェア販売の売上高が大きく伸びたことによって、営業利益は増加しました。

（プロダクトソリューション事業）

プロダクトソリューション事業においては、企業組織の内部情報漏えいを防ぐ当社製品と、サイバーセキュリティ対策のための他社製品の販売業務を行っています。

当期の業績は、売上高1,063百万円（前期は1,106百万円）、営業損失87百万円（前期は31百万円の営業利益）でした。

当期は、当社製品の販売について、一部の案件が感染症の影響によって来期に延伸したこともあり、売上高は前期実績を下回りました。他社製品の販売は前期実績を上回りましたが、相対的に利益率の低い製品が多く、当社製品の販売実績の低下と合わせて、損益は対前

期で悪化しました。

当事業年度の事業の種類別売上高

(単位：百万円)

事業の種類	売上高
金融システムソリューション事業	9,857 (90.3%)
プロダクトソリューション事業	1,063 (9.7%)
合計	10,920 (100.0%)

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

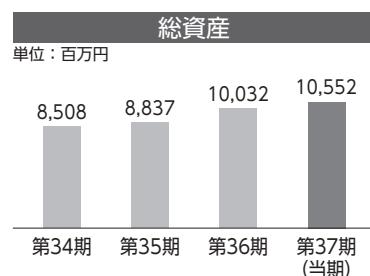
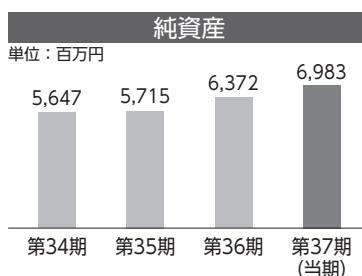
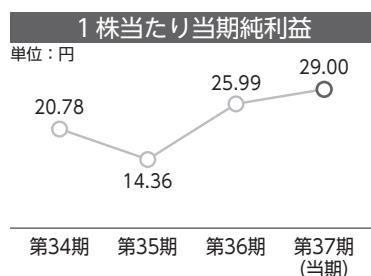
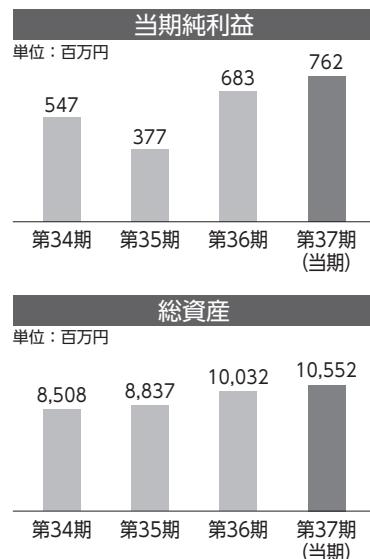
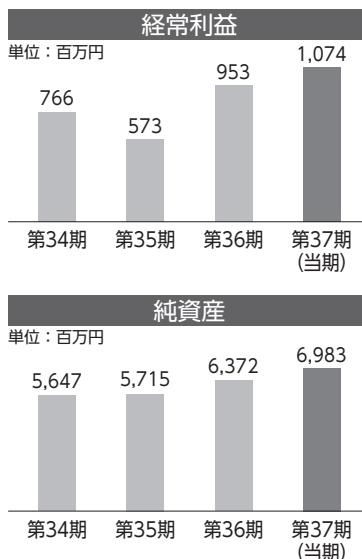
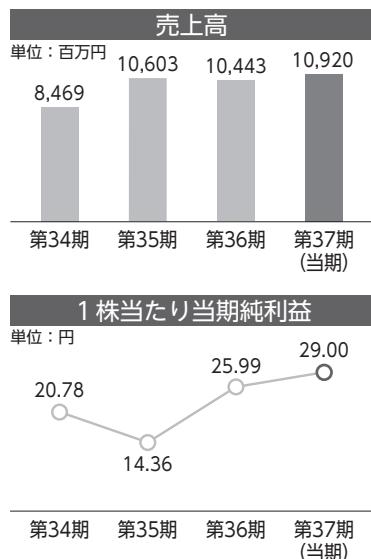
(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ① 株式の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- ② 新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

	第34期 (2016年7月1日から 2017年6月30日まで)	第35期 (2017年7月1日から 2018年6月30日まで)	第36期 (2018年7月1日から 2019年6月30日まで)	第37期(当期) (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)
売 上 高 (百万円)	8,469	10,603	10,443	10,920
経 常 利 益 (百万円)	766	573	953	1,074
当期純利益 (百万円)	547	377	683	762
1 株当たり当期純利益	20円78銭	14円36銭	25円99銭	29円00銭
純 資 産 (百万円)	5,647	5,715	6,372	6,983
総 資 産 (百万円)	8,508	8,837	10,032	10,552
1 株当たり純資産額	214円51銭	217円18銭	242円23銭	265円55銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社に関する事項

当社の親会社は大日本印刷株式会社で、同社は当社の普通株式13,330,700株（議決権比率50.74%）を保有しております。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、ソフトウェア開発等について、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示して、一案件毎に価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れておますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

経営方針

当社は、「次代の情報化社会の安全性と利便性を創出する」ことを経営理念に掲げており、それに則って、「高速、安全、高品質で利便性の高いIT基盤を提供する」事業を推進することによって企業価値を高め、社会に貢献することを経営方針に掲げています。

当社は、クレジットカード決済や証券取引等のオンライン、リアルタイムのネットワーク接続技術を強みとしてシステム開発を行い、顧客企業に提供しています。こうしたシステムは、社会にとって必要不可欠なIT基盤(インフラストラクチャー)であり、システムの安定性を必須の条件として、高速かつ安全に取引を完遂するために、高い水準の品質が求められています。

当社は、多くの開発実績と安定的な運用実績を有しており、この実績によって顧客から得られる信頼が、当社の事業を支え、発展させる基盤になるものと考えています。

当社は、今後ともより多くの顧客に信頼されるIT基盤の提供を通じて、当社の事業基盤を拡大、発展させていくことで、当社のステークホルダーの期待に応えることを経営方針にしています。

経営環境

キャッシュレス決済の進展を代表的な事例として、我が国の決済事業の市場は、大きな変化が起きていると言えます。政府は、2025年までにキャッシュレス決済比率40%を目標にして、キャッシュレス社会の推進を後押ししており、キャッシュレス決済の取扱高は拡大を続けているほか、決済事業に新規参入する事業者が増えています。決済だけでなく、データエコノミーと称される近未来の社会においては、社会全体で生成され、流通するデータ量は、爆発的に増えることが予想されており、こうしたデータの利活用が、企業や社会の競争力の新たな源泉になるものとされています。こうした社会においては、データ流通と利用を支えるIT基盤の重要性が増すことは確実で、異なるネットワーク間の接続、データ交換の需要は増加するものと予想されます。

企業社会においては、単に、ネットワーク間を接続するだけでなく、データの利活用に資する付加価値が求められることが予想され、当社の製品に例えれば、ネットワーク接続にオーソリゼーション(認証)や、不正検知からデータの監視、セキュリティ対策等の機能がより重要性を増すことを意味するものと考えています。こうした社会情勢の変化を背景に、当社の事業機会は今後とも拡大するものと予想され、当社は、これを最大限に活かしていくかなければならない、と考えています。

経営課題

1 事業規模拡大

中長期的に売上高150億円を指標として目指します。当社の主要な収益源であるシステム開発業務の成長に加えて、いわゆるリカーリング(Recurring)*、サブスクリプション(Subscription)*といった継続的に一定の収益が期待できる業務を新たな収益源として育成し、当社事業の柱として追加する方針です。そのため、クラウドサービス事業を始めとする新規事業への投資を中期的に活発化させる方針です。

2 人材育成

当社の従業員が、プロフェッショナルとしての使命感を常にもち、業務執行において高いレベルを実現すべく、継続的に社内教育のプログラムを整備、充実させていきます。特に、技術分野だけでなく各業務における専門分野の業務遂行能力を高め、人間力を育む施策を重点的に導入します。

3 企業風土改革

当社は、従業員が働きやすい環境を整え、生産性の向上と従業員の成長を促進します。物理的な労務環境の整備のほか、公正な評価の実施等を通じて、従業員が事業の推進と当社の成長に参画関与する意識を高めていけるよう努めます。従業員間のコミュニケーションを活性化し、新しい技術や事業に挑戦する企業文化の醸成に努めます。

*リカーリング

製品の販売後も顧客から継続的に収益をあげるビジネスモデルのこと。

*サブスクリプション

製品を販売するのではなく製品の利用期間に対して収益をあげるビジネスモデルのこと。

経営指標

当社は、継続的な収益力の向上の指標として営業利益率を主要な経営指標とし、中長期的な目標として15%を目指します。営業利益率の向上は、当社のROE（自己資本利益率）の向上に繋がるものと考えられます。営業利益率の向上を、収益力の向上と事業の効率性の向上を示す指標と位置付け、ROEは当社の資本効率を示す指標とします。当社の資本コストは、6.8%と見積もっています。資本コストを上回るROEを追求することで、当社の株主価値の向上を目指します。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	目標
営業利益率	10.2%	8.3%	5.2%	8.8%	9.5%	15.0%
ROE	10.5%	10.3%	6.6%	11.3%	11.4%	—

また、事業の効率性を示すもうひとつの指標として、従業員一人当たり売上高を指標にしています。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	目標
一人当たり 売上高	22.9百万円	25.0百万円	26.7百万円	25.3百万円	25.1百万円	30.0百万円

5. 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

コンピュータソフトウェアの開発、導入、販売及びそれに伴うコンサルタント業務
インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、導入、販売、運用並びに保守
情報セキュリティシステムの企画、開発、導入、販売、運用並びに保守
コンピュータ機器輸出入販売
海外コンピュータ関連企業の日本代理店の選定、及び日本子会社又は支店の設置に関する
コンサルティング業務

6. 主要な事業所 (2020年6月30日現在)

本 社 東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
函館事業所 北海道函館市鈴蘭丘3番122 ウエイブ函館

7. 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
435名	22名増	38.2歳	10.1年

(注) 使用人数には、出向者（1名）、及び臨時従業員（4名）を含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

該当事項はありません。

9. その他会社の現況に関する事項

該当事項はありません。

II. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

(2020年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 関 司	
専務取締役	垣 東 充	経営管理本部担当 兼 経営企画室担当
専務取締役	大 山 景 司	営業本部担当 兼 セキュリティソリューション本部担当 株式会社ODNソリューション 取締役
常務取締役	立野岡 健一	第三システム開発本部担当
常務取締役	松 田 剛	第一システム開発本部担当
取 締 役	土 井 一 郎	第二システム開発本部担当
取 締 役	後 藤 泰 佐	経営管理本部担当 兼 経営企画室担当
取 締 役	佐 藤 邦 光	大日本印刷株式会社 情報イノベーション事業部副事業部長
取 締 役	渡 部 晃	渡部晃法律事務所弁護士 東京大学先端科学技術研究センター客員研究員
取 締 役	三 木 健 一	
監 査 役	白 杉 政 晴	(常 勤)
監 査 役	小 川 広 将	大日本印刷株式会社 事業推進本部 グループ事業推進部 国内グループ
監 査 役	大 西 恭 二	不二ラテックス株式会社 取締役監査等委員
監 査 役	櫻 井 通 晴	
監 査 役	佐 藤 宏	アイビーシー株式会社 社外監査役 株式会社テリロジー 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の会社役員の異動は、次のとおりです。

(1) 就任

佐藤邦光氏は、2019年9月26日開催の第36期定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。

(2) 退任

取締役川上晃司氏は、2019年9月26日開催の第36期定時株主総会の終結の時をもって、退任いたしました。

2. 当事業年度後の会社役員の異動は、次のとおりです。
担当の変更（2020年7月1日付け）
組織体制の見直し、役割・責任の明確化のため、担当を一部変更いたしました。
専務取締役 大山 景司 営業本部担当
3. 取締役渡部晃及び三木健一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役大西恭二、櫻井通晴及び佐藤宏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役渡部晃、三木健一、監査役大西恭二、櫻井通晴及び佐藤宏の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも、法令が規定する額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	金額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	79百万円 (11百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	23百万円 (14百万円)
合計	13名	102百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年9月27日開催の第23期定時株主総会で、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第32期定時株主総会で、年額5,000万円以内と決議いただいております。
3. 上記には無報酬の取締役2名及び監査役1名を含めておりません。

4. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役渡部晃氏は、渡部晃法律事務所の弁護士及び東京大学先端科学技術研究センター客員研究員を兼務しております。

なお、当社は同事務所の所属弁護士と顧問契約をしておりますが、取引の規模、内容等の重要性を考慮して、株主及び投資家等の判断に影響を及ぼすおそれないと判断し、その概要の記載を省略いたします。また、東京大学先端科学技術研究センターとの間に重要な取引関係はありません。

- ・監査役大西恭二氏は、不二ラテックス株式会社の取締役監査等委員を兼務しております。

なお、当社と不二ラテックス株式会社との間に重要な取引関係はありません。

- ・監査役佐藤宏氏は、アイビーシー株式会社の社外監査役及び株式会社テリロジーの社外監査役を兼務しております。

なお、当社とアイビーシー株式会社及び株式会社テリロジーとの間に重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	渡 部 晃	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、また、議案審議等につき必要に応じ、主に弁護士として法律専門知識を活かし、適宜発言を行っております。
社外取締役	三 木 健 一	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、また、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者の経歴と業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。
社外監査役	大 西 恭 二	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、また、監査役会18回のすべてに出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者の経歴と業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。
社外監査役	櫻 井 通 晴	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、監査役会18回のうち17回に出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に大学教授として学術的な知識と公認会計士の資格を持ち、客観的な立場から経営全般の監視と助言を行っております。
社外監査役	佐 藤 宏	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、また、監査役会18回のすべてに出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者としての経歴と業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。

III. 株式に関する事項 (2020年6月30日現在)

1. 株式の状況

1. 発行済株式の総数 26,340,000株
2. 株主数 10,738名
3. 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
大 日 本 印 刷 (株)	13,330,700	50.69
安 達 一 彦	2,382,900	9.06
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	857,924	3.26
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	549,600	2.09
インテリジェントウェイブ従業員持株会	512,300	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	309,500	1.18
溝 田 元 一	301,000	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	235,900	0.90
西 野 秀 樹	209,000	0.79
(株) 三 菱 U F J 銀 行	200,000	0.76

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式 (41,651株) を控除して算出しております。

2. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 新株予約権等に関する事項 (2020年6月30日現在)

1. 新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した当事業年度に係る監査計画の内容・方法及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況等を精査し検討した結果、報酬等の額は相当であると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益還元を行うことを経営の最重要目標の一つとして位置付け、経営基盤の強化、積極的事業展開と事業改革及び財務体質の強化を進めながら株主の皆様に安定的な利益還元を実施する方針としております。

配当につきましては、業績及び将来的な経営環境を勘案し、少なくとも30%を超える水準の配当性向を目安としております。

当事業年度においては、1円増配し1株当たり10円の配当を予定しております。

「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

VII. 株式会社の支配に関する基本指針

該当事項はありません。

VIII. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制の基本方針として、取締役会において次のとおり「内部統制システム整備基本方針」を決議しております。

なお、「内部統制システム整備基本方針」においては子会社に係る規定を設けておりますが、報告時点において該当する子会社は存在しません。

1) 内部統制システム整備基本方針

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。

また、コンプライアンス体制の維持、向上のために、「コンプライアンス・マニュアル」を整備して、社内研修等の教材に活用し、周知徹底を図る。

更に、事業年度初めには、全役員及び社員から「事業年度誓約書」の提出を求め、コンプライアンス意識の向上に努める。

反社会的勢力対応の基本姿勢として「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」を社内外に明確に宣言し、毅然とした態度で臨み、必要に応じて警察及び顧問弁護士、また外部専門機関（暴力追放運動推進センター）等に通報し、連携することで、これら反社会的勢力との関係を一切遮断する。

監査部は「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内諸規程を遵守して、社内業務が実施されているかを定期的に確認し、社長に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要な情報については、法令に準拠した「文書管理規程」を始めとする社内諸規程に基づき、電磁的記録を含む文書の作成、保存、管理及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ会社の事業活動の全般に係わる様々なリスク、又は不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、「リスク管理規程」、「リスク管理細則」、「リスク管理委員会規程」を定め、当社の経営及び事業上の重要なリスクを管理する各会議体による統制と、各会議体によるリスク管理状況をモニタリングするリスク管理委員会の体制を整える。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保する。

また、取締役会には、取締役会で業務執行を委任された業務部門責任者を適宜同席させ、担当業務の執行状況の報告を受ける。

取締役会の他では、取締役、監査役、各取締役に指名された幹部社員が出席する会議、本部長による会議、その他業務上必要とする重要な会議を定期的に開催し、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である大日本印刷株式会社（以下、「DNP」という。）が定める「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に準拠し、DNPグループにおける一員としての業務の適正を確保する。

また、当社の子会社及び関連会社に対しては、当社にて「関係会社管理規程」をはじめ諸規程を整備し、その方針、規程に従い、グループ各社の自主性を尊重しつつ、当社グループとして透明性のある適切な経営管理を行う。更に、子会社に対しては、業務の適正を確保すべく、次に掲げる①～④の体制を構築する。

① 当社の取締役は、子会社社長との定期的な会議や、子会社取締役会その他重要な会議に適宜出席することを通じて、子会社職務の執行に係る事項の報告を受ける。

また、子会社管理業務を管掌する当社経営管理本部経理部は、子会社各部門から職務の執行に係る報告を受ける。

- ② 子会社においても当社の「リスク管理規程」を準用し、子会社が行う事業活動上のリスクを子会社でも独自に管理する体制を整備する。
- ③ 当社の役員又は使用人が子会社取締役等を兼任し、当社が間接的に子会社経営に関与することにより、グループの経営方針に基づいた子会社業務を推進するとともに、子会社の職務の執行の効率化も確保する。
- ④ 当社グループ全体で遵守すべき「企業行動基準」「コンプライアンス基本方針」を子会社においても遵守させ、法令及び定款に適合する体制を確保する。また、当社の監査部は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備し、子会社業務に対しても実施、点検、評価、改善を指導する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。
監査役より必要な命令を受けて業務を行う使用人は、当該業務に関しては、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等は、事前に監査役会の同意を得る。
また、監査役の指示の実効性を確保するために、監査役から指示命令があった場合にはこれを最優先に取り扱い、監査役監査に必要な情報を収集し、監査役へ業務執行状況を適切に報告する。
7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人の当社の監査役への報告に関する体制
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時、又は、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上重要な事項について速やかに当社監査役に報告する。
なお、報告した者に対しては、「内部通報者の保護に関する規程」に準じた保護と秘密保持に最大限の配慮をする。

8. 当社の監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社は速やかにその請求に応じる。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要な助言又は勧告を行う。また、稟議書、報告書等を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて、代表取締役社長、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換を行い、監査部とも連携し、監査の実効性を高める。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. 重要な会議の開催の状況

当期の取締役会は18回開催され、取締役による職務執行の報告及び経営上の重要な意思決定について、出席した取締役及び監査役による相互監督の下、適正に実施されました。また、監査役会は18回、経営幹部が出席する重要な会議は毎月1回開催し、取締役の職務執行が適正及び適法であることを確認してまいりました。

2. 法令遵守の状況

法令遵守を周知徹底するための社内研修を、本年も全社員を対象に実施しました。事業年度開始時には全役員及び社員から「事業年度誓約書」の提出を受け、コンプライアンス意識の徹底も継続しております。また、「内部通報者の保護に関する規程」を制定し、内部通報者保護の徹底を図るために、その運用方法として「内部通報制度」を外部の専門機関に委託する仕組みを導入しております。

3. 内部監査の状況

内部監査を担当する監査部は、内部監査計画に基づき、当社各部門への内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役社長へ結果の報告を行いました。

4. 監査役監査の状況

当期の監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤監査役4名の計5名体制により、定期的な監査役会の開催、監査役会による監査役監査計画の策定、監査計画に基づいた各監査役による監査が実施されました。また、代表取締役との意見交換、監査部からの内部監査結果の報告が定期的に実施され、監査役監査の実効性の向上を図りました。なお、監査役職務の補助者として、経営管理本部に所属の1名が補佐いたしました。

5. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」の定めにより、反社会的勢力と関与せず、また、反社会的勢力による被害を防止するために、次に掲げる基本原則を遵守して反社会的勢力に対応しています。

- (1) 反社会的勢力の対応は、会社組織として行う。
- (2) 情報入手や共有のため、外部専門機関と連携する。
- (3) 業務上の取引を含め、一切の関係を遮断する。
- (4) 有事においては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (5) 事業上あるいは当社役員及び社員の不祥事等を隠蔽するための裏取引や資金提供を行わない。

代表取締役社長は、反社会的勢力の存在が当社並びに当社の役員及び社員に対するリスクであると認識し、反社会的勢力に関する情報を集約し、対応を協議する体制を構築するため、反社会的勢力への対応は経営管理本部長が所管し統括し、経営管理本部長は、総務部長を不当要求防止責任者に任命しております。

外部専門機関との連携による情報収集については、不当要求防止責任者を中心として、外部専門機関である暴力追放運動推進センターの担当者或いは管轄の警察署の暴力担当課の担当者等と平素より意思疎通を行い、有事の際に協力を求められる関係を構築するよう努め、また、暴力追放運動推進センターが行っている各種セミナーや研修に参加することにより、反社会的勢力への対応手段や不当要求に対する対応手順の最新情報を日常的に収集しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額、販売量及び件数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,381,239	流動負債	2,950,627
現金及び預金	3,641,864	買り一未払	627,020
売掛金	1,720,318	掛金	29,280
商品及び製品	26,675	払金	92,836
仕掛品	381,557	費用	157,946
原材料及び貯蔵品	5,249	未払法人税	61,971
前渡金	381,282	前受金	1,381,890
前払費用	219,460	預り引当金	110,191
その他の	4,830	賞与引当金	295,182
固定資産	4,170,771	役員賞与引当金	42,682
有形固定資産	537,972	その他の	151,626
建物	202,672	固定負債	617,914
構築物	1,022	リース債務	10,010
工具、器具及び備品	213,623	退職給付引当金	490,430
リース資産	36,259	役員退職慰労引当金	30,052
土地	84,394	資産除去債務	87,421
無形固定資産	1,465,312	負債合計	3,568,542
ソフトウエア	1,262,416	純資産の部	
ソフトウエア仮勘定	199,089	株主資本	6,433,508
電話加入権	3,806	資本金	843,750
投資その他の資産	2,167,487	資本剰余金	573,099
投資有価証券	1,359,193	資本準備金	559,622
関係会社株式	24,680	その他資本剰余金	13,477
長期前払費用	144,252	利益剰余金	5,043,372
繰延税金資産	248,771	利益準備金	18,000
その他の	390,589	その他利益剰余金	
資産合計	10,552,011	別途積立金	2,600,000
		繰越利益剰余金	2,425,372
		自己株式	△26,712
		評価・換算差額等	549,960
		その他有価証券評価差額金	549,960
		純資産合計	6,983,469
		負債純資産合計	10,552,011

損益計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,920,848
売 上 原 価	7,940,237
売 上 総 利 益	2,980,611
販売費及び一般管理費	1,944,275
營 業 利 益	1,036,335
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	55
有 価 証 券 利 息	596
受 取 配 当 金	44,926
受 取 保 険 金	28,028
そ の 他	3,396
	77,004
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	93
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ 一	3,743
支 払 補 償 費	33,679
そ の 他	996
	38,512
經 常 利 益	1,074,827
特 別 利 益	—
特 別 損 失	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,074,827
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	264,553
法 人 税 等 調 整 額	48,220
当 期 純 利 益	762,053

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本			
	資本準備金	資本剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	
2019年7月1日残高	843,750	559,622	1,564	561,186
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			11,912	11,912
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	11,912	11,912
2020年6月30日残高	843,750	559,622	13,477	573,099

(単位：千円)

利益準備金	株主資本			
	別途積立金	利益剰余金		
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
2019年7月1日残高	18,000	2,600,000	1,900,091	4,518,091
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△236,772	△236,772
当期純利益			762,053	762,053
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	525,280	525,280
2020年6月30日残高	18,000	2,600,000	2,425,372	5,043,372

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年7月1日残高	△14,955	5,908,072	464,442	464,442	6,372,515
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△236,772			△236,772
当期純利益		762,053			762,053
自己株式の取得	△136,125	△136,125			△136,125
自己株式の処分	124,368	136,281			136,281
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			85,517	85,517	85,517
当事業年度中の変動額合計	△11,757	525,436	85,517	85,517	610,953
2020年6月30日残高	△26,712	6,433,508	549,960	549,960	6,983,469

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品・貯蔵品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額又は当該ソフトウェアの残存有効期間（3年）に基づく定額法償却額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金 従業員の賞与金の支払に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役 員 賞 与 引 当 金 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退 職 給 付 引 当 金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作ソフトウェア開発

工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)

- (2) その他の受注制作ソフトウェア開発

工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 700,291千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	462,915千円
短期金銭債務	155,395千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

- | | |
|-----------------|-------------|
| 営業取引 (収入分) | 1,931,014千円 |
| 営業取引 (支出分) | 283,665千円 |
| 営業取引以外の取引 (収入分) | 1,356千円 |
| 営業取引以外の取引 (支出分) | 33,679千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 26,340,000株
2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数
普通株式 41,651株
3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	236,772	9	2019年6月30日	2019年9月27日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	262,983	10	2020年6月30日	2020年9月28日

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないのを除く）の目的となる株式の数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税損金不算入額	9,601千円
商品評価損否認額	2,026千円
賞与引当金損金不算入額	79,416千円
前受金益金算入額	166,485千円
減価償却超過額	25,795千円
退職給付引当金損金不算入額	149,422千円
役員退職慰労引当金損金不算入額	9,202千円
株式報酬費用損金不算入額	36,227千円
投資有価証券評価損否認額	16,997千円
ソフトウェア臨時償却費否認額	9,845千円
資産除去債務	26,768千円
その他	44,896千円
小計	576,685千円
評価性引当額	△74,020千円
繰延税金資産合計	502,665千円
繰延税金負債との相殺	△253,893千円
繰延税金資産の純額	248,771千円

(繰延税金負債)

投資有価証券評価差額金	242,718千円
資産除去債務	11,175千円
繰延税金負債合計	253,893千円
繰延税金資産との相殺	△253,893千円
繰延税金負債の純額	一千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、短期的な預金等を中心に一部の余剰資金は長期預金等で運用を行っております。資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブル取引については、リスクヘッジのために利用し、投機目的の取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社では取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

投資有価証券のうち、満期保有目的の債券は格付の高い債券のみを対象とし、信用リスクを軽減しています。

その他有価証券で時価のあるものは、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場価格のない非上場株式等についても、投資先の経営環境や財政状態の悪化による投資の回収可能性のリスクに晒されております。一方で当該投資は、当社の事業拡大を目的としたもので、主に業務上の関係を有する企業の株式への投資であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に確認しております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内に支払期日が到来するものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に投資設備に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2をご参照ください。）。

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,641,864	3,641,864	—
(2) 売掛金	1,720,318	1,720,318	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	301,558	299,534	△2,024
その他有価証券	1,047,559	1,047,559	—
資産計	6,711,301	6,709,276	△2,024
(1) 買掛金	627,020	627,020	—
(2) 未払法人税等	61,971	61,971	—
(3) リース債務	39,290	38,990	△299
負債計	728,282	727,982	△299

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- （1）現金及び預金（2）売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- （3）投資有価証券

投資有価証券について、株式は取引所の価格、債券は金融機関から提示された価格又は、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

- （1）買掛金（2）未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、一年内返済予定のリース債務も含めて表示しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	10,075
関係会社株式	24,680

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,641,864	—	—	—
売掛金	1,720,318	—	—	—
投資有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	300,000	—	—
合計	5,362,183	300,000	—	—

4. リース債務の決算日の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
リース債務	29,280	8,580	1,430	—	—
合計	29,280	8,580	1,430	—	—

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	24,680千円
持分法を適用した場合の投資の金額	125,953千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	8,880千円

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び主要株主（会社等に限る）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	大日本印刷(株)	(被所有) 直接 50.74%	当社製品の販売、受託開発、製品の仕入	ソフトウェア開発等 セキュリティ製品の仕入等 損害補償金の支払い	1,837,130 150,433 33,679	売掛金 前受金 買掛金 前渡金 —	302,024 133,823 3,633 148,818 —

(注) 1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

当社との関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1.1 株当たり純資産額	265円55銭
2.1 株当たり当期純利益	29円00銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.0%、0.12%、0.32%と1.52%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	96,611千円
時の経過による調整額	473千円
資産除去債務の履行による減少額	△9,664千円
期末残高	<u>87,421千円</u>

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月4日

株式会社インテリジェント ウェイブ
取 締 役 会 御 中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 岩 田 亘 人 印

公認会計士 井 上 道 明 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテリジェント ウェイブの2019年7月1日から2020年6月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月5日

株式会社インテリジェント ウェイブ監査役会

常勤監査役 白 杉 政 晴

監 査 役 小 川 広 将

監 査 役 大 西 恭 二

監 査 役 櫻 井 通 晴

監 査 役 佐 藤 宏

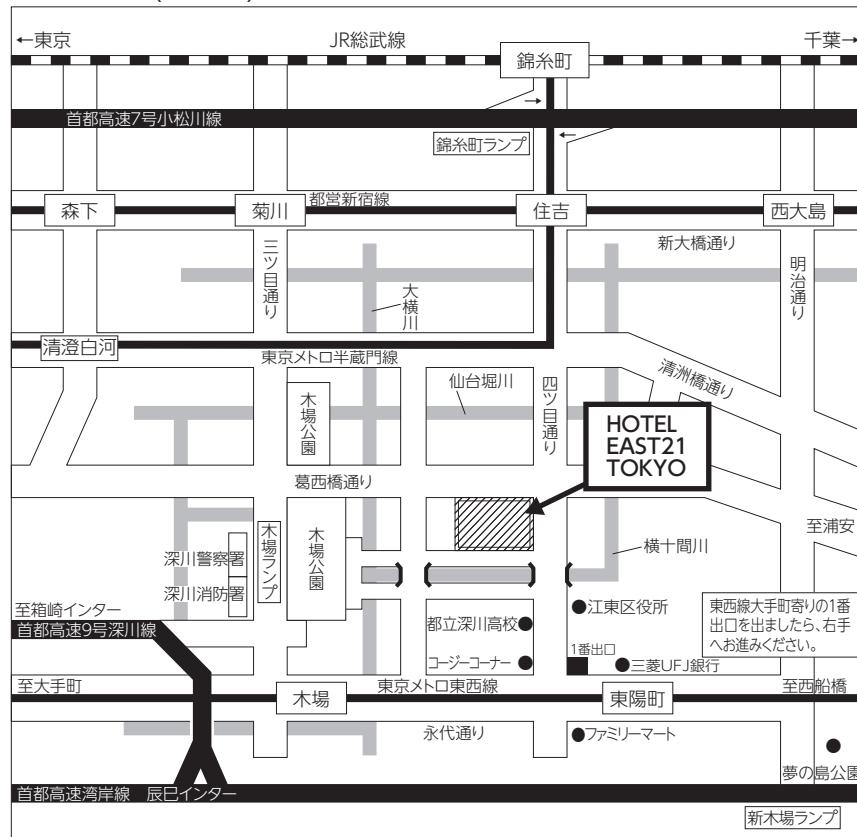
(注) 監査役大西恭二、監査役櫻井通晴及び監査役佐藤宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

日 時 2020年9月25日（金曜日）午前10時
 会 場 ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
 東京都江東区東陽六丁目3番3号
 T E L : 03 (5683) 5683



＜交通のご案内＞

●地下鉄

- ・東陽町駅 [東京メトロ東西線] 下車、徒歩約7分
 東陽町駅1番出口 (大手町寄り) より右手へお進みください。
- ・住吉駅 [都営新宿線・東京メトロ半蔵門線] 下車、
 バス約10分 [東22系統/東陽町駅・東京駅北口行:豊住橋(東京イースト21)下車]。
- ・錦糸町駅 [JR総武線] 下車、
 バス約15分 [東22系統/東陽町駅・東京駅北口行:豊住橋(東京イースト21)下車]。
- ・東京駅 [JR山手線・各線・新幹線] より約15分
- ・錦糸町駅 [JR総武線] より約10分

● J R

●タクシー